

長 号 外
令和4年1月31日

各高齢者施設・事業所の管理者 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応（一部改正）について

日頃より、本県高齢者福祉行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり連絡がありましたので、オミクロン株の流行状況に応じた対応を行っていただきますようお願いいたします。

なお、特に高齢者施設等に関連する内容として、濃厚接触者の取扱いを別紙にまとめましたので、参考にしていただくとともに、濃厚接触者の待機期間について、社会機能維持者（※）の方は、2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除という取扱いとしておりますのでお知らせします。

（※）「社会機能維持者」とは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者とする。（抜粋）

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

【担当】介護福祉担当 小原
電話：019-629-5441、FAX：019-629-5444
Eメール：AD0005@pref.iwate.jp

別紙

<濃厚接触者の取扱い>

- ・ オミクロン株の患者として取り扱われる検査陽性者の**濃厚接触者の待機期間**については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から**7日間（8日目解除）**とする。
 - ・ ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「**社会機能維持者**」という。）（※）に限り、**7日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できること**とする。待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。
 - ・ 上記いずれの場合であっても、**10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を**求めること。
- (1) 社会機能維持者の所属する事業者において、当該**社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合**に行うこと。
 - (2) **無症状**であり、抗原定性検査キットにより**検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除**すること。
 - (3) **検査は事業者の費用負担（自費検査）**により行い、**4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能**であること。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
 - (4) 事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
 - (5) 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。